

鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、空き家・空き店舗対策及び、地域のにぎわいや景観の保全によりまちなかを活性化させる観点から、本県における空き家利活用促進に向けた物件の掘起し機能、及び空き家所有者と利活用希望者とのマッチング機能の強化を図るとともに、空き家利活用を推進する人材育成・普及啓発に取り組む団体を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の合計額（その金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）と同表の第5欄に定める額のいずれか低い金額とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則当該申請事業に着手する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書並びに申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以

下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金額の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書並びに報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号、様式第3号及び様式第5号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
<p>(1) マッチング支援事業 市町村や民間による、利活用が可能な物件の掘り起こしを支援するとともに、利活用に向けて関係各者間のマッチングを支援</p>	<p>とっとり空き家利活用推進協議会</p>	<p>マッチング事業に必要な経費 ・相談員及び専門家の派遣に係る謝金、旅費及び食糧費 ・会場使用料 ・相談会の開催に係る広報費 ・その他、マッチング事業に係る経費（役務費、委託料、需用費等）</p>	<p>2 / 3</p>	<p>2,900千円</p>
		<p>人材育成・普及啓発事業に必要な経費 ・講師に係る謝金、旅費及び食糧費 ・会場使用料 ・講演会等の開催に係る広報費 ・その他、人材育成・普及啓発事業に係る経費（役務費、委託料、需用費等）</p>		
<p>(3) コンテスト等開催事業 新たな空き家の利活用方法を提案するデザインコンペティションや、空き家リフォームのコンテスト等の開催による地域の空き家利活用の機運醸成に係る取組を支援</p>	<p>研究・教育機関、不動産・建築関係団体、商工関係団体等</p>	<p>コンテスト等開催事業に必要な経費 ・審査員に係る謝金、旅費及び食糧費 ・会場使用料 ・その他、コンテスト等開催事業に係る経費（役務費、委託料、需用費等） ただし、賞品・景品等の購入に係る経費を除く</p>	<p>1 / 2</p>	<p>300千円</p>

注) 委託料については、県内業者が実施したものに限り、ただし、止むを得ない事情で県内業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所
氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付申請書

鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	鳥取県空き家利活用団体支援事業
算定基準額	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業計画（報告）書

1 交付申請額の算出方法

（単位：円）

補助事業	事業費	補助対象 経費	補助率	交付申請額	内容
計					

- （注） 1 補助事業欄は、「マッチング支援事業」「人材育成・普及啓発事業」「コンテスト等開催事業」の別を記載すること。
- 2 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。
- 3 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を（ ）書きで記載すること。

2 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第3号（第4条、第6条関係）

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額 (a)	決 算 (見 込 み) 額 (b)	差 引 (a - b)
財源内訳			
県補助金			
その他の財源			

歳出予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額	流 用 等 増 減 額	予 算 現 額	支 払 額	適 要

様

鳥取県知事 平井 伸治 ㊟

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、本補助金の額が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱（平成28年8月30日付第201600079323号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称		
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支計算書 (に準ずる書類)	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日
様
職 氏 名 印

〇〇年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税について、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）
金 円

※ 添付書類

2の金額の積算の内訳書等